

野田市公衆トイレの設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 17 号

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市公衆トイレの設置及び管理に関する条例（平成 30 年野田市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表総合公園陸上競技場公衆トイレの項の次に次のように加える。

総合公園庭球場公衆トイレ	野田市清水 9 5 5 番地の 1
--------------	-------------------

別表光葉町第六公園内公衆トイレの項の次に次のように加える。

東金野井休憩所公衆トイレ	野田市東金野井 7 2 8 番地の 1
山崎小前あそびの広場公衆トイレ	野田市下三ヶ尾 4 4 6 番地の 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。